

○農林水産省令第四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）附則第五条、第六条第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第七条に基づき、並びに同法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 〔施行期日〕 第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。 〔衛生管理区域の要件〕 第二条 法附則第五条の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 衛生管理区域（当該衛生管理区域が所在する農場の区域を含む。）において動物用生物学的製剤の適正な管理体制を整備していること。 二 家畜の所有者が、衛生管理区域における衛生管理の方法について過去一年以内に法第十二条の六第一項及び法第三十四条の第二項の規定による勧告を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。 〔登録飼養衛生管理者研修〕 第三条 法附則第六条第一項の農林水産省令で定めるところにより行う研修（以下「登録飼養衛生管理者研修」という。）は、動物用生物学的製剤の種類ごとに、当該動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むものとする。 〔登録の申請〕 第四条 法附則第六条第一項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の氏名、生年月日及び住所 二 飼養衛生管理者となつてゐる衛生管理区域 三 修了した登録飼養衛生管理者研修の種類及び修了年月日	附 則 この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕

四 その他登録に際し必要な事項

（心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者）

第五条 法附則第六条第一項第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により登録飼養衛生管理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（家畜衛生に関する法律の規定）

第六条 法附則第六条第一項第三号の農林水産省令で定める法律は、次に掲げる法律とする。

- 一 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）
- 二 医薬品医療機器等法
- 三 獣医療法（平成四年法律第四十六号）

（登録飼養衛生管理者名簿に登録する事項）

第七条 法附則第六条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録飼養衛生管理者が使用できる動物用生物学的製剤
- 二 登録飼養衛生管理者研修の修了年月日
- 三 その他登録に際し必要な事項

（登録の更新）

第八条 法附則第六条第三項の規定による登録の更新（以下この条において「更新」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録更新申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所
- 二 登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつている衛生管理区域
- 三 修了した同条第四項の農林水産省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）の種類及び修了年月日

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

四 その他更新に際し必要な事項	
(更新研修) 第九条 更新研修は、登録飼養衛生管理者として、必要な知識及び技術の維持及び向上を図ることを目的として行われるものとする。 2 更新研修は、動物用生物学的製剤の種類ごとに、当該動物用生物学的製剤の使用に関する制度、性能及び管理方法の知識並びに当該動物用生物学的製剤の使用に関する技術の習得に係るものをその内容に含むものとする。	(新設)
(登録の変更の届出事項) 第十条 法附則第七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 住所 二 登録飼養衛生管理者が飼養衛生管理者となつてゐる衛生管理区域 三 その他登録に際し必要な事項	(新設)
(名簿の登録の訂正等) 第十一条 都道府県知事は、法附則第七条の規定による届出があつたとき、又は法附則第八条の規定による登録飼養衛生管理者の登録の取消しをしたときは、登録飼養衛生管理者名簿の当該登録飼養衛生管理者に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録飼養衛生管理者名簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。	(新設)

附 則

この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年五月一日）から施行する。